

令和7年4月21日 開会
令和7年4月21日 閉会
第 12 回
(通算第 238 回)

吉賀町農業委員会会議録

吉賀町農業委員会事務局

吉賀町農業委員会告示第 4 号

吉賀町農業委員会を次のとおり招集する。

令和7年4月9日

吉賀町農業委員会 会長 齋藤 学

- 1 日時 令和7年4月21日
2 場所 吉賀町役場 六日市庁舎 2階第2会議室

第 12 回吉賀町農業委員会会議録	
招集年月日	令和7年4月21日
招集の場所	吉賀町役場 六日市庁舎 2階第2会議室
応招委員	<p>会長 齋藤 学 代理 河野 達</p> <p>2番 河上 政義 3番 森下保 4番 田村 薫平 5番 尾崎 勝典</p> <p>6番 米田 浩司 7番 橋本 修治 8番 河野 雅俊 9番 藤井 和子</p> <p>10番 見川 恒栄 11番 山根 里馬</p> <p>農地利用 最適化 推進委員 河口 貴哉 菊池 美和 齋藤 一政 杉ノ内 孝太 澄川 敦馬 田中一成 田淵 文雄 右田 巧 本廣 順保 安永 桂 米田 銀次郎</p>
不応招委員	なし
出席委員	<p>会長 齋藤 学 代理 河野 達</p> <p>2番 河上 政義 3番 森下保 4番 田村 薫平 5番 尾崎 勝典</p> <p>6番 米田 浩司 7番 橋本 修治 8番 河野 雅俊 9番 藤井 和子</p> <p>10番 見川 恒栄 11番 山根 里馬</p> <p>農地利用 最適化 推進委員 菊池 美和 齋藤 一政 杉ノ内 孝太 澄川 敦馬 田中一成 田淵 文雄 右田 巧 本廣 順保 安永 桂 米田 銀次郎</p>
欠席委員	<p>農地利用 最適化 推進委員 河口 貴哉</p>
欠 員	なし
本回の議長	会長 齋藤学
本回到職務のために出席したものの職氏名	事務局長 堀田 雅和 事務局員 齋藤 真央
開 会	議長は 13時30分 開会を宣告
閉 会	議長は 14時00分 閉会を宣告
本回提出議案及び日程	別紙のとおり
議事録署名委員の指名	河野 達 河上 政義
会期の決定	令和7年4月21日
開 議	令和7年4月21日
備 考	

第 12 回農業委員会
(通算第 238 回)

令和7年4月21日

吉賀町役場 六日市庁舎 2階第2会議室

開会

会長挨拶

議案

議案第1号 非農地証明書の交付申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

事務局	<p>お世話になります。本日の欠席の委員さんは、河口さんです。で、農業委員さん12名のうち12名出席という事で、会議が成立していることを、ご報告いたします。</p> <p>それでは、会長にご挨拶いただいて、引き続き、議長として議案審議に移っていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>議事録署名委員として河野達委員、河上委員を指名します。</p> <p>議案第1号 非農地証明書の交付申請について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号について説明します。</p> <p>非農地証明とは、登記上の地目が農地（田、畑など）になっているにも関わらず、現況では山林化や原野化している場合に、その土地が農地ではないことを証明するものです。この証明書を発行したら所有者が法務局で地目変更の手続きができます。</p> <p>農地の所在は蓼野●番、地目 畑、合計面積 99 m²です。所有者は●さんです。非農地の事由は昭和年月日不詳の頃より耕作しておらず、今後とも農地として利用することは考えられず、また農地への復旧も困難であるためです。</p> <p>非農地の手続きの流れは、このあと議長から3名の委員さんを指名していただき、3名で現地確認をして非農地ということが認められたら、事務局から非農地証明書を出すこととなります。</p> <p>以上よろしくお願いします。</p>
議長	<p>それでは事務局が申しました様に3名の調査委員さんのご指名を申し上げたいと思います。</p> <p>まずお一人目は蓼野でございますので河野委員さん、それから二人目が菊地委員さん、三人目は見川委員さん。この3名の方に現地の方を確認をしていただきたいと思います。また、確認等々終わりましたら、来月の総会の時に、説明をよろしくお願いたします。それでは1号議案については以上のような事でございます。</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1番について説明します。</p> <p>農地の所在は幸地●、他5筆、合計面積は2278 m²です。</p> <p>譲渡人は●さん大阪市の方、譲受人は●さん、幸地の方です。</p> <p>今回の申請地の場所は六日市インターから岩国方面に約2kmのところにある農</p>

<p>議 長</p>	<p>地で、無償譲渡だそうです。</p> <p>●さんは、この農地の近くにある空き家と農地を譲り受けるそうです。</p> <p>譲受人は申請の農地で野菜や果樹を栽培されるそうです。機械は耕うん機を所有されています。</p> <p>●さんは周囲の農業経営方針を確認して耕作するそうなので問題ないと思われませんが、万が一苦情が出た場合には責任を持って善処するそうです。</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p> <p>それでは今、事務局の説明、終わりました。当地の案件につきまして現地の方を見ていただいておりますので河上委員さん、よろしく願いいたします。</p>
<p>河上委員</p>	<p>はい、4月12日に田中委員と2人で申請者である●さんを訪ねました。</p> <p>申請農地を3人で確認しながら歩きまして、農地はほぼ家の周りにありました。</p> <p>その中にはブドウ棚やキウイフルーツの棚等が見受けられました。</p> <p>この案件につきましては家を買われた事で、一緒に付いてきたものです。●さんは、現在農機具も草刈り等親類から譲りうける耕運機等を持っておられる状態で畑にあったブドウやキウイについては元の持ち主の親戚の方が色々育て方や剪定について、これから一緒に教えてもらいながら作業するようになってるそうです。●さんは、これから、まずは経験がないので家庭菜園から始めて色々農作業が出来る環境づくりを自分で整えていきたいと、決して農地を荒らさないように頑張っていくます、という風におっしゃっておられました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>どうもありがとうございました。大変詳しい説明で、ありがとうございました。</p> <p>それではまず第2号議案1番につきましての皆さんのご意見を伺いたいと思います。ご意見ある方、挙手をもってよろしく願いいたします。</p> <p>ございませんか？無いようでしたら採決の方に移らせていただきます。</p> <p>それでは採決に移ります。2号議案の1につきまして賛成の農業委員さんの挙手を求めます</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>全員賛成でございますので認可承認されました。</p>
<p>事務局</p>	<p>引き続きまして第2号議案2番柿木の案件でございます。事務局説明よろしく願いいたします。</p> <p>2番について説明します。</p> <p>農地の所在は柿木●番、面積は1462㎡です。</p>

	<p>譲渡人は●さん柿木の方、譲受人は●さん、椈谷の方です。</p> <p>今回の申請地の場所は柿木公民館から約 900m 西に行ったところにある農地で、有償譲渡だそうです。</p> <p>●さんは、ここの農地にある約 70 m²の農業用倉庫を譲り受け、周辺の農地でみょうがや梅などを栽培されるそうです。機械は管理機などを所有されています。</p> <p>以上ご審議をお願いします</p>
議 長	<p>はい、それでは現地の方は田村薫平さんに確認していただいておりますので、発表よろしくお願いたします</p>
田村委員	<p>はい。先週現地の確認の方に行ってまいりました。その時に●さんと●さんの方にも聞き取りを行ってまいりました。</p> <p>ただ今事務局からお話があった通り、約 35 年前に小さい農業用倉庫の方を建てられておりますが、事務局に確認したところ、特に問題ない、という事でしたので、そのまま使いたい、という事でした。で、1 筆 15 万円での売買という事をお話しになっているそうです。</p> <p>●さんは、住所が吉賀町の椈谷になっておりますが、実家の方が●さんの方から約 200m 程度の所の場所にありまして、そこで田んぼ等をしております、10 年以上の農業経験ございますので、特に何も問題はないかな、と思っております。以上です。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それではご意見のある方、挙手をもって、発表よろしくお願いたします。</p> <p>無いようでしたら採決の方に移らせていただきます。</p> <p>第 2 号議案 2 番につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。</p> <p>はい、全員賛成でございますので認可承認されました。</p> <p>はい、承認事項につきましては以上です</p> <p>以下、その他に入ります。報告事項になります。</p> <p>報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について、事務局より説明お願いたします</p>
事務局	<p>3 ページをご覧ください。この農地法第 18 条第 6 項の届出は、農地の貸し借りがされていたものが合意解約された案件の届出です。</p> <p>1 番は朝倉で●さんから●さんに貸されていた農地の解約となります。理由は経営規模の縮小とのことです。</p>

議 長	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>次に移ります。報告第 2 号 非農地証明交付申請について、先月、非農地証明の方、3名ずつで確認をしていただきました。</p> <p>その結果が出ておりますので、ご報告お願いします。</p> <p>報告第 2 号 1 番福川の案件について杉ノ内さん、すみませんよろしくお願いします。</p>
杉ノ内委員	<p>現地の方、河野（雅）委員さんと橋本委員さんと私を含め 3 人で見た結果、竹林があったのと、木も何本か生えていたので、非農地でいいかな、大丈夫かな、と思います。以上です。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは引き続きまして、報告事項 2 番、蔵木の案件でございますが、山根委員さんに、この後お願いします</p>
山根委員	<p>3 月 2 7 日に指名いただきました 3 名で行かせていただきました。</p> <p>ここにありますように、山林化しておりまして、とても復旧するような状態ではありませんでした。以上です。</p>
議 長	<p>確認が終わりました。これで非農地としての認可ができることになります。</p> <p>それから（3）でございます。令和 7 年度以降の農地の貸し借りについて事務局の方から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>次は、令和 7 年度以降の農地の貸し借りについてです。</p> <p>事前に送付しました、「農地の貸し借りの中間管理事業と相対のすみ分け」という資料をご覧ください。</p> <p>農地中間管理事業とは、しまね農業振興公社を通して農地の貸し借りをすることです。この 3 月に地域計画を策定しましたが、今後は農地の貸し借りは農地中間管理事業で行うという説明をしていました。</p> <p>この図の左側は地域計画の区域内、右側は区域外の場合です。どちらも農地中間管理事業で農地の貸し借りができますが、地域計画の区域外の場合は、図の右側ですが、借受者が 64 アール以上＝約 6 反の団地を形成することが要件となります。地域計画の区域内の場合は面積要件はありません。</p> <p>ですが、農地中間管理事業での貸し借りはその他に要件があり、要件を満たさな</p>

	<p>いものは、他の方法で貸し借りをすることになります。</p> <p>それが、図の下半分に書いてあるものです。例えば、貸借期間が3年未満のもの、小規模な1筆の農地、家庭菜園向けの農地、所有者または借受者が農地中間管理事業に同意しない場合です。これは、しまね農業振興公社を通さず、所有者と借受者の相対＝2者の貸し借りの契約となります。その方法は2つあり、農地法3条の貸し借るか特定農作業受委託となります。農地法3条の貸し借りは年数に制限はありませんが、特定農作業受委託は1年ごとの更新となります。</p> <p>ここまでの説明で何かご質問などがあればお願いします。</p>
森下委員	<p>これ、小規模面積というのは、最低限どれくらいの面積という事になりますか。</p> <p>32a以下という、それ以下を小規模面積と考えていい？</p>
事務局	<p>ここでの小規模面積、農地というのは地域計画の区域内だったら面積の要件はないんですけど、地域計画の区域外ですと、上に書いてある32a以上の農用地の貸付という事になるそうなんですけど、例えば1筆だけ離れているような所が、これにあたるという事でした。</p>
森下委員	<p>そういう場合に実際に面積的には、そこまでない、1反とかいう面積が多いんじゃないか。</p> <p>それでも荒れたらいけんから作ってほしい、とかいう形が出た場合の場合も、やっぱりそういう面積要件になる、という。その辺についてはどうでしょうか。</p>
事務局	<p>地域計画の区域内だったら問題ないと思うんですけど、外の場合は農地法3条の貸し借るか、特定農作業受委託どちらかでお願ひしたいと思います。</p>
森下委員	<p>農地法3条の場合というのは、今の様に委員会に提出する、様式として。</p>
事務局	<p>はい、そうです。</p>
森下委員	<p>今まで通りの様式でいいと。</p>
事務局	<p>はい、今まで通りの様式です。</p> <p>他に何かありませんでしょうか。</p> <p>特になければ、後であれば、またご質問いただければと思います</p> <p>もう一枚の紙を説明したいと思います。</p>

	<p>次に、農地中間管理事業の農地の貸し借りについて説明します。お配りした様式は農地の受け手がしまね農業振興公社から借り受ける様式です。</p> <p>今までは農業委員会の総会では承認事項でしたが、これからは、報告事項となりますので、委員の皆様には事後報告となります。総会で報告しましたら、この様式の右下に、地区の担当委員さん、または最適化推進委員さんの名前と印鑑を押すような様式となっております。</p> <p>こちらについてはいつやるか、と言いますと、総会で報告して承認していただいたら、その後にできればその日のうちに担当の委員さんの署名をいただければと思います。</p> <p>何かご意見や質問があれば、お願いします。</p>
河野雅俊委員	これを出すのは、田んぼを借りる人が出す感じになるんですか？
事務局	はい。これは借りる人が書く様式です。もう一枚あって、所有者が印鑑を押して出すものもあります。今日は出してないんですけど、今日お配りした様式は借り受け者から印鑑を押して役場に出す様式になります。
河野雅俊委員	ということは、これに合わせて、所有者からの同意書みたいなものも併せて提出するようになる。
事務局	はい、実際もう1枚あります。
河野雅俊委員	はい、分かりました
米田銀次郎委員	もう1つなんですが、下の方に農業委員か最適化推進委員のハンコという風になっているんですが、私の場合は注連川で借りた段階で自分のハンコを押さなきゃいけないようになってくると思うんですよ。それだったらマズいんで、その時にはどうすればいいんですか。今自分が注連川の担当であるし、田んぼを預かってるのもほとんど注連川なんで。
事務局	当事者の場合ですね？
米田銀次郎委員	そういう時には自分のハンコを押すわけにはいかないんで、農業委員さんに押しってもらうような方式を取るのかどうか、どういう風になるのか知りたいんですけど
事務局	こちらの署名欄の使い方は、任意という事なんですけど、津和野町さんと同じよ

うにやろうと思うんですけど、津和野町さんも吉賀と同じように地区担当委員さんが2人いらっしゃると思いますので、どちらか1名だけの署名と印鑑だけでよい事にしてますので、吉賀町もそのようにさせてもらおうと思います。

と、それで補足なんですけど、ここで担当委員さんの印鑑と署名をいただくので、責任を負うようになるように思われるかもしれないんですけど、実際この署名と印鑑をいただくタイミングというのは、総会で報告して、特に異議なしという事でいただきたいと思いますので、責任を後で追及されたりというようなことはないと思います。

他に何かありませんでしょうか

河野雅俊委員

貸し借り農地法3条の貸し借りと特定農作業受委託のメリット、デメリットというは、農業委員としては、どういった違いがあるのか、というのを確認しときたいと思います

事務局

本当を言いますと、農地法3条の貸し借りでお願いしたいと思うんですけど、農地法3条の申請というのは、法務局で書類を取ってもらったりしないといけないので、書類を整えるのは大変だと思います。ですが、吉賀町の補助事業で農地の流動化補助金というのがあるんですが、それについては農地法3条の貸し借りは対象になるんですけど、特定農作業受委託は対象にならないです。

なので、メリットと言えば農地法3条の方が補助金の対象になる、という事がメリットになります。

特定農作業受委託も、今までは農業委員会に出すようにはなっていないんですが、こちらが把握できなくなるのが困るのでコピーを出すようお願いしようと思います。ですが、総会で承認を取ったりするような事項ではないので、当人同士の契約になります。

議長

今事務局が申しましたように、特定農作業受委託についてはですね、農業委員会での把握が分からなくなる可能性が非常に高いですね。一年ごとであっても。そこらへんをしっかり、こちらの事務方の方で把握していかないとホントにどこの田んぼがどこに行っちゃったか分からない、となった時に大変な事になりますので、写しは出してもらおうという事で、お願いしたいと考えております。

以上、提出しました議案につきまして、終了したいと思います。

午後14時閉会